

条 例

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第二号中「第五十二条第五項及び第五十三条」を「第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条」に改め、同条第三号中「第五十二条第六項及び第五十三条」を「第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一号及び第二号中「第五十四条」を「第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条」に、「第五十五条」を「第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第六条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設等の入所定員数）

第八条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）第四十条の規定の例により算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。